



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.10.08 No.27 - 05

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

日航 706 裁判にて事故調査委員が証人尋問の予定

皆さんがすでにご存知のとおり、現在係争中である日航 706 便事故裁判において検察側は事故調査報告書を鑑定書として証拠申請しております。私たちは、この裁判自体が日本だけでなく世界の航空の安全に大きく影響することから、この裁判を反対しています。

驚くことに今般検察は、証拠申請した事故調査報告書に対して同証拠の成立を立証するため現役の事故調査委員を証人（鑑定人）として申請し、次回 10 月 15 日の第 18 回公判には事故調査委員の証人尋問を行うことになっています。

このことは今後航空事故が発生した場合、事故関係者が事実を語ることを拒み、事故再発防止に大きく影響することから、事故調査委員会に対し 10 月 3 日「日本航空 706 便事故に関する刑事裁判での証言に関する質問書」を提出しその真意を確認中です。

日本航空 706 便事故に関する刑事裁判での証言に関する質問書

現在、名古屋地裁で審理されている表記裁判において、貴委員会から現・加藤 晋委員が、平成 15 年 10 月 15 日に開かれる第 18 回公判において、証人として出廷することが決まりました。

当該機長の業務上過失致傷罪が問われている本件裁判において検察は、

当該「**事故調査報告書を鑑定書として証拠申請し、同証拠の成立を立証するため**」
「**加藤氏を証人（鑑定人）として申請**」しました。

また同氏に対する尋問事項には

「**当該事故に関する事故調査委員会の調査経過及び結果**」
「**同報告書の作成経緯**」

等を予定しています。

貴委員会の作成される事故調査報告書は、設置法 15 条第 1 項によって ICAO ANNEX13 に則り「再発防止の為に」公表されるものと私どもは解釈しておりますが、その ICAO ANNEX13 5.12 には「調査実施国は、次の記録を事故又はインシデント調査以外の目的に使用してはならない」

a)調査の課程で入手したすべての口述・・・

e)フライト・レコーダの情報を含めて情報の解析において述べられた意見

とあり、また設置法第 10 条（委員の服務）には「委員長及び委員は、職務上知ることのでき



た秘密を漏らしてはならない」としています。これらは無論同 5.12 注「自発的に提供されたものを含む上記の記録に含まれる情報は、その後の懲戒、民事、行政及び刑事上の処分に不適切に利用される可能性がある。・・・中略・・・調査の課程に支障を来し、航空の安全に著しく影響を及ぼすことになる」に述べられているように、航空 100 年の悲惨な事故の歴史を教訓として培われてきた、「事故調査と刑事捜査の分離」を担保する為のものです。

日本でこれまで行われてきている、事故調査報告書を鑑定書として警察・検察が捜査資料にしている現状について、ICAO ANNEX13 の規程に反する行為であり、世界の航空関係者の危惧するところとなっている事は、従来より私たちが指摘しているのみならず、世界 90 カ国約 10 万人の乗員を組織する IFALPA が代表を幾度も来日させ要請している事からも明らかです。

民間航空の健全かつ安全な発展を願って止まない私たち航空 3 団体は、現役事故調査委員が、刑事裁判の法廷において証言するという、近代航空史上看過し得ない事態を目前に、将来の事故調査において事故当事者からの徴取などが円滑に行われるべく、また航空事故の再発防止が計られる、という前提に立ち、貴委員会に対し、以下の点についての見解を伺いたくここに申し入れます。

事故調査報告書を鑑定書として司法捜査機関に提出することは、設置法 20 条にて「国土交通大臣に提出すると共に、公表しなければならない」と述べられており、設置法の規定外の行為と受け取れますが、どのようにお考えでしょうか。

鑑定書としての提出は、平成 15 年 5 月 27 日国土交通委員会における大臣発言「事故調の權威においても、その調査の結果というものが犯罪の捜査に適用されたり、あるいは転用されるということは厳にない」に反する行為と受け取れますが、どのようにお考えでしょうか。

事故調査委員は設置法第 10 条（守秘義務）により、事故調査の経過や作成経緯を証言することは出来ないと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

事故調査報告書には関係者の口述が記されていますが、設置法第 15 条に基づき徴取に応じた者の口述が、刑事訴訟法上の手続きである「黙秘権の告知」をされないまま、刑事裁判の証拠として利用されるような事態は、設置法の執行者として避ける責務があるのではないのでしょうか。

本件裁判において、事故調査報告書が刑事責任追及のための証拠として採用された場合、国内は勿論、国際的に大きな問題となり、今後の事故調査活動に際して国内国外の乗員はもとより、他国の事故調査機関を含めた協力体制そのものにも悪影響を及ぼすと考えられますが、貴委員会としては、そのような事態を防ぐ為にどのような方法を考えられておられるのでしょうか。

本件における証人採用は 9 月 24 日の第 17 回公判で決定されたもので、期日がありませんが、貴委員会の明確な文章での見解を期待します。

以上